

## 愛媛県農林水産研究所研修事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、農林水産研究所で農林水産業者、農林水産業の指導者及び愛媛県農林水産研究所長（以下「研究所長」という。）が適当と認める者を研修生として受け入れ、実地に農林水産業の経営及び生産技術を習得させ、優れた農林水産業者及び指導者を確保育成することを目的とする。

### (実施主体及び研修場所)

第2条 実施主体及び研修場所は次のとおりとする。

(1) 実施主体

実施主体は、愛媛県農林水産研究所とする。

(2) 研修場所

研修場所は、企画戦略部、農業研究部、果樹研究センター、みかん研究所、畜産研究センター、養鶏研究所、水産研究センター及び栽培資源研究所（以下「研究センター等」という。）とする。

### (研修条件)

第3条 研修生の資格及び研修期間は次のとおりとする。

(1) 研修生の資格

ア おおむね40歳以下の者で、現に農林水産業に従事している者又は従事しようとしている者、及び農林水産業の指導に従事している者又は従事しようとしている者であって農林水産業の経営・技術について学びうる資質、体力及び協調性を有する者。

イ ア以外の者であって、研究センター等の長が適当と認める者。

(2) 研修期間

研修期間は、原則として1年以内とする。

### (研修申請)

第4条 この研修を受けようとする者（以下「研修希望者」という。）又は研修希望者が所属する機関の長（以下「研修希望者等」という。）は、研修開始1カ月前までに、研修を受けようとする研究センター等の長に研修申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に研修生カード（様式2）を添付し提出するものとする。

2 申請書の提出を受けた研究センター等の長は、申請書の内容等を審査し、適当と認めるときは、研究所長へ提出するものとする。

### (研修受け入れの決定)

第5条 研究所長は、研修受け入れの諾否を決定し、その結果を研究センター等の長および研修希望者等に通知するものとする。

### (研修内容の変更)

第6条 前条の規定により研修受け入れ決定を受けた者（以下「研修生」という。）又は研修生が所属する機関の長（以下「研修生等」という。）が、研修内容を変更しようとするときは、研修変更届（様式3）を、研究センター等の長を経由して、研究所長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(研修の中止)

第7条 研修生等が、研修を中止しようとするときは、あらかじめ研修中止届(様式4)を、研究センター等の長を経由して、研究所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(研修報告書の提出)

第8条 研修生等は、研修終了後1カ月以内に、研修報告書(様式5)を研究センター等の長を経由し、研究所長へ提出するものとする。

(研修の取り消し)

第9条 研究所長は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修受け入れを取り消し、又は変更することがある。

- (1) 研究所長に提出した資料に偽りがあったとき。
- (2) 研修に支障をきたす行為をおこなったとき。
- (3) その他、事業の実施について不正な行為があったとき。

(指導監督)

第10条 この研修の実施にあたり、受け入れ研究センター等の指導及び業務は次のとおりとする。

- (1) 研修目的が達成できるよう指導するものとする。
- (2) 研修生の病気、傷害事故が発生したときは、直ちに農林水産研究所企画戦略部研究企画室へその旨を通知するものとする。
- (3) 研修生の受入内規を定め運用する。

(事故防止)

第11条 研究センター等の長は、研修生の安全に留意するが、研修中の事故については責任を負わないものとする。

- 2 研修にあたって研修生は、各自で傷害保険等に参加する。

(経費)

第12条 研修に要する経費は研修生の自己負担とする。

(その他)

第13条 別途定めがある研修については、その定めによるものとする。

- 2 この実施要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- この要領は、平成20年4月1日から施行する。  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年12月5日から施行する。  
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

## 研 修 申 請 書

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

(研修希望者等)

住所

氏名

印

愛媛県農林水産研究所研修生として次のとおり研修を希望いたしますので、御承認願いたく申請いたします。

### 記

ふりがな 氏 名			
所 属		職 名	
生年月日・年齢	( 歳)		
研 修 内 容			
希望研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( カ月)		
そ の 他			

(様式2)

### 研修生カード

ふりがな 氏名				生年月日	年 月 日生	未既別
				年齢	満 歳	未・既
住所	市郡 町字 番地			郵便番号		
				電話番号	( ) -	
略 歴	最終学歴			卒業年月	年 月 卒業・卒業見込み	
	所属					
	主な仕事の内容					
希望研修内容						
家族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業	健康状況	備考
その他					(写真添付)	

(様式3)

## 研 修 変 更 届

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

(研修生等)

住所

氏名

印

愛媛県農林水産研究所研修につきましては、 年 月 日付けで申請いたしましたが、次のとおり変更いたしたいので、変更承認についてよろしくお取り計らい願います。

記

研修生氏名	項目 (内容を記入)	
	変更前	変更後

(様式4)

研 修 中 止 届

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

(研修生等)

住所

氏名

印

愛媛県農林水産研究所研修につきまして、次の理由により中止いたしたいので、研修中止承認についてよろしくお取り計らい願います。

記

研修生氏名	
理 由	

(様式5)

# 研 修 報 告 書

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

(研修生等)

住 所

氏 名

印

研修生氏名	
研修期間	
研修場所	
研修内容	
研修期間中の記録と今後の方針等	

# 愛媛県農林水産研究所研修生注意事項

研修生

様

## 1. 研修場所、期間及び時間等

(1) 研修場所及び研修期間等は、次のとおりです。

①研修場所：農林水産研究所、〇〇〇、〇〇〇

②研修期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日まで

誓約書を研修初日に署名押印のうえ持参してください。

③研修時間：午前8時30分から午後5時15分まで

④担当者：愛媛県農林水産研究所 部（研究センター） 研究員

(2) 研修中は、研修開始時間までに、研修場所へ来てください（時間厳守）。

(3) 研修を休むことは、原則として認めません。ただし、やむを得ず休まなければならないときは、事前に研修先の担当者に理由を申し出てください。事前に申し出ることができない緊急の場合は、事後に速やかに申し出てください。

なお、事前連絡や理由もなく2日以上研修を休んだ場合は、原則としてその時点で、研修を打ち切ります。

(4) 研修中は、筆記用具等を持参してください。

## 2. 研修中の遵守事項

(1) 研修中は、研修先の職員の指示に従い、研修に専念してください。

(2) 研修中は、地方公務員法上の公務員の身分を有するものではありませんが、県の職員と同様の立場で、県民の方や県職員と接する機会があります。その際、公務の信用を傷つけたり、公務員全体の不名誉となるような行為は、絶対にしないでください。

(3) 研修中、個人のプライバシーや各部局等の業務上の情報及び資料に接する機会もあり、様々な秘密に接することもあります。研修中に知り得た秘密は、研修期間中は勿論のこと、研修終了後においても、他人（家族、職場関係者を含む。）に絶対に漏らしてはいけません。

## 3. 賃金等及び研修中の事故等

(1) 研修に当たり、愛媛県からは、賃金、通勤手当等の経費の支給は一切ありません。

(2) 研修期間中は、事故を起こさないよう十分に注意してください。

## 4. その他

(1) 自家用車による通勤の場合は、指示された場所に駐車してください。

(2) 研修中の服装については、男性、女性ともに指定はしませんが、研修を受けるのにふさわしいもの（華美でないもの、活動的に動くことができるもの）としてください。



# 誓 約 書

年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

住 所

氏 名

印

このたび、私は愛媛県農林水産研究所研修生として研修することとなりました。

つきましては、研修に当たり、下記の事項を厳守し研修に専念することを誓約します。

## 記

1. 研修期間に知り得た秘密については、研修期間中はもちろん、研修期間終了後も一切他言しません。
2. 研修担当責任者の指揮及び監督に従います。
3. 職場秩序を守り、研修生として品位品格を損なうことはしません。
4. 無断で欠席、遅刻及び早退はしません。
5. 業務の都合上、研修日及び研修時間の変更がある場合には、これに従います。
6. 故意又は過失により愛媛県農林水産研究所に損害を与えたときは、その責を負います。
7. 研修に先立ち、自己の責任により、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入します。

以 上